

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 補助事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この補助事業（以下単に「補助事業」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 補助事業者は、補助事業に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。補助事業が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 補助事業者は、補助事業における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）を定め、書面により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、前項の個人情報管理責任者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう及び補助事業に従事する者（以下「補助事業従事者」という。）を監督しなければならない。

4 補助事業従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第4 補助事業者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、作業場所を変更する場合は、事前に知事に報告しなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第5 補助事業者は、知事の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（保有の制限）

第6 補助事業者は、補助事業を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は補助事業を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第7 補助事業者は、知事の指示がある場合を除き、補助事業に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は知事の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第8 補助事業者は、補助事業に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 補助事業者は、個人情報管理責任者及び補助事業従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において補助事業従事者が遵守すべき事項その他補助事業の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 補助事業者は、補助事業を処理するために、知事から引き渡された個人情報が記録された資料は、補助事業完了後直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、知事が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 補助事業者は、補助事業を処理するために知事から引き渡された個人情報が記録された資料等を知事の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 補助事業者は、補助事業を処理するため、又は補助事業完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、補助事業者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 補助事業者は、補助事業に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、知事が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した補助事業を更に委託する場合も同様とする。

2 補助事業者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、補助事業の着手前に、書面により再委託する旨を知事に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、補助事業者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、知事に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 補助事業者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 補助事業者は、再委託先に対して補助事業を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、知事の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を知事に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 知事は、補助事業者が補助事業に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第15 知事は、補助事業者が補助事業に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、補助事業者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第16 補助事業者は、個人情報の適切な管理を確保するため、補助事業に関して取り扱う個人情

報の取扱要領等を作成し，知事に報告しなければならない。

（事故発生時の対応）

第 17 補助事業者は，補助事業に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は，その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず，直ちに知事に対して，当該事故に関わる個人情報の内容，件数，事故の発生場所，発生状況等を書面により報告し，知事の指示に従うものとする。

2 知事は，補助事業に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は，必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。